## 委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月6日

| 1. 執行機関の別                    | 1: 都道府県知事•市区町村長等  |          |
|------------------------------|---|----------|
|                              | ○ 知事  | ● 市区町村長等 |
| 2. 都道府県名                     | 青森県   |          |
| 3. 市区町村名                     | 平内町   |          |
| 4. 届出番号                      | 4   |          |
| 5. 独自利用事務の事例番号               | 108-5   |          |
| 6. 届出書を公表している<br>ウェブページのアドレス | http://www.town.hiranai.aomori.jp/index.cfm/6,0,76,html |          |

執行機関名 平内町長

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活 用具給付、移動支援等に関する事務等)

## 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

|                                    | (1)法定事務   | (2)独自利用事務   |
|------------------------------------|---|---|
| ①事務の名称                             | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立<br>支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省<br>令で定めるもの | 平内町障害者総合支援条例(平成18年条例第23号)による地域生活支援事業の<br>実施に関する事務であって規則で定めるもの   |
| ②番号法別表第1の項                         | 84  |   |
| ③番号法別表第2の項                         | 108   |   |
| ④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①<br>の該当部分 |   | 平内町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の4の項<br>平内町障害者総合支援条例(平成18年条例第23号)による地域生活支援事業の<br>実施に関する事務であって規則で定めるもの  |
|                                    | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年<br>法律第123号)第1条                                 | 平内町障害者総合支援条例(平成18年条例第23号)第1条  |
| ⑥事務の趣旨又は目的                         | 神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)、児童福祉   | 第1条 この条例は、 <u>障害者及び障害児</u> がその有する能力及び適性に応じ、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的かつ効果的に実施し、もって <u>障害者等の福祉の増進</u> を図ることを目的とし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条第1項及び第3項の規定による地域生活支援事業 |
| ⑦独自利用事務の関連規範                       |   | 平内町障害者総合支援条例(平成18年条例第23号)<br>平内町障害者総合支援条例施行規則(平成19年規則第3号)   |

## 2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

| 事務1               | (1)法定事務  | (2)独自利用事務   |  |  |  |
|-------------------|--|---|--|--|--|
| ①根拠規定             | 番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号   | 平内町障害者総合支援条例(平成18年条例第23号)第2条<br>平内町障害者総合支援条例施行規則 第27条、第28条、第43条、第44条                    |  |  |  |
| ②事務の内容            | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費を除く。)の支給の申請に係る事実についての<br>審査に関する事務  | 日常生活用具の給付及び住宅改修費助成背の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>  |  |  |  |
| 特定個人情報1           | 特定個人情報1  |   |  |  |  |
| ①根拠規定             | 番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 イ   | 平内町障害者総合支援条例施行規則 第26条1項2号<br>平内町障害者総合支援条例施行規則 第47条1項3号 別表6(3)(4)                        |  |  |  |
| ②情報提供者            | 市町村長   | 市町村長  |  |  |  |
| 報                 | 当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(二十歳未満の者に限る。)を除く。)若しくは当該障害者の配偶者、当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(二十歳未満の者に限る。)に限る。)若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報 | 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者の配偶者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報               |  |  |  |
| 特定個人情報2           | 特定個人情報2  |   |  |  |  |
| ①根拠規定             | 番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 へ   | 平内町障害者総合支援条例施行規則 第47条1項3号 別表6(3)  |  |  |  |
| ②情報提供者            | 都道府県知事等  | 都道府県知事等   |  |  |  |
| ③提供を求める特定個人情<br>報 | 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報  | 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請<br>に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保<br>護実施関係情報 |  |  |  |
| 事務2               | (1)法定事務  | (2)独自利用事務   |  |  |  |
| ①根拠規定             | 番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号   | 平内町障害者総合支援条例(平成18年条例第23号)第2条<br>平内町障害者総合支援条例施行規則 第54条、第54条の2                            |  |  |  |
| ②事務の内容            | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費を除く。)の支給の申請に係る事実についての<br>審査に関する事務  | 移動支援サービスの利用の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>  |  |  |  |
| 特定個人情報1           |  |   |  |  |  |
| ①根拠規定             | 番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 イ   | 平内町障害者総合支援条例施行規則 第53条   |  |  |  |
| ②情報提供者            | 市町村長   | 市町村長  |  |  |  |

| ③提供を求める特定個人情<br>報 | 当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(二十歳未満の者に限る。)を除く。)若しくは当該障害者の配偶者、当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(二十歳未満の者に限る。)に限る。)若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報 | 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者の配偶者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る <u>市町村民税に関する</u> 情報              |  |  |
|-------------------|--|---|--|--|
|                   |  |   |  |  |
| ①根拠規定             | 番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 へ   | 平内町障害者総合支援条例施行規則 第53条   |  |  |
| ②情報提供者            | 都道府県知事等  | 都道府県知事等   |  |  |
| ③提供を求める特定個人情<br>報 | 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報  | 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請<br>に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る <u>生活保</u><br>護実施関係情報 |  |  |
| 事務3               | (1)法定事務  | (2)独自利用事務   |  |  |
| ①根拠規定             | 番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号   | 平内町障害者総合支援条例施行規則 第3条、第97条、第97条の2、105条、105条<br>の2  |  |  |
| ②事務の内容            | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費を除く。)の支給の申請に係る事実についての<br>審査に関する事務  | 自動車運転免許取得費の助成及び身体障害者自動車改造費の申請に係る事実<br>についての <u>審査に関する事務</u>                                     |  |  |
| 特定個人情報1           |  |   |  |  |
| ①根拠規定             | 番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 イ   | 平内町障害者総合支援条例施行規則 第96条 別表第6(1)   |  |  |
| ②情報提供者            | 市町村長   | 市町村長  |  |  |
| ③提供を求める特定個人情<br>報 | 当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(二十歳未満の者に限る。)を除く。)若しくは当該障害者の配偶者、当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(二十歳未満の者に限る。)に限る。)若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報 | 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者の配偶者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報                       |  |  |
| 特定個人情報2           |  |   |  |  |
| ①根拠規定             | 番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 へ   | 平内町障害者総合支援条例施行規則 第104条 別表第6(1)  |  |  |
| ②情報提供者            | 都道府県知事等  | 都道府県知事等   |  |  |
| ③提供を求める特定個人情<br>報 | 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報  | 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報                 |  |  |

備考